

## 標津町農地賃借料情報

令和6年1月から12月までに締結(公告)された農地法及び農業経営基盤強化促進法による賃貸借における賃借料水準(1ha当たり)は、以下のとおりとなっています。

標津町農業委員会

### ●牧草畑

(単位:円/1ha)

地域区分	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
川北地区	27,800	36,800	11,200	5	
北標津地区	32,100	38,000	23,300	5	
古多糠地区	11,300	12,900	8,700	6	
標津・茶志骨地区	35,000	35,000	35,000	1	

※ 地域区分は、標津町農業委員会農用地等あっせん特別委員会区域としています。

※ この賃借料には、農地売買等事業(旧:農地保有合理化事業)に伴うものは含まれていません。

※ 農地法等の一部改正に伴い、標準小作料制度が廃止されましたが、農業委員会ではこれまで定めていた「小作料の上限額(4万円/1ha当たり)」を引き続き地域が遵守すべき賃借料と位置付け、農地流動化事業に取り組みます。

また、経済事情の変動、その他農業経営を取り巻く状況を踏まえ、必要に応じてその上限額を見直すこととしています。

### ●過去の平均額の状況(参考)

(単位:円/1ha)

地域区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	備考
川北地区	24,900	27,600	26,200	13,200	
北標津地区	29,800	29,200	29,300	31,300	
古多糠地区	9,000	18,600	18,900	16,900	
標津・茶志骨地区	27,800	38,000	27,900	24,600	